障害者雇用促進のための職域拡大セミナーに係る仕様書

|  |  |
| --- | --- |
| 研修科目 | 障害者雇用促進のための職域拡大セミナー |
| 委託期間 | 契約締結日から令和７年３月３１日まで |
| 研修目的 | 障害のある方にとって、就労は、経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいを持つという大切な意義がある。このため、本市では、障害のある方の就労支援を推進するために、障害者就労支援プロモート事業を実施しており、市内障害者就労支援事業所の支援員等のスキルアップ研修や企業の人事担当者等への障害のある方の雇用につながる研修等を行っている。  また、障害者雇用促進法の改正により障害のある方の法定雇用率は、令和６年４月からは２．５％に引き上げられ、令和８年７月には２．７％に引き上げられることが予定されており、従来の職域に加えて、障害のある方の活躍の場が求められている。  そのため、当該セミナーでは、地域企業に対して、先進的・効果的な企業の事例等を通じて、今後の雇用に向けての職域拡大の取組や支援の参考としていただくことを目的として実施する。 |
| 受講対象者 | 市内一般企業を中心に、障害のある当事者の方、障害のある方を直接支援しておられる家族を含む支援者に広く周知する。 |
| 受講予定人数 | ５０～６０名程度 |
| 研修日数及び回数等 | １回１２０分 |
| 研修実施予定時期 | 令和７年２月中旬～下旬を予定 |
| 研修会場 | 研修会場は、提案のあった研修内容及び実施日時に基づき、本市で調整する。 |
| 研修方法 | 講義、グループワーク等 |
| 研修内容 | 地域企業に対して障害者雇用を推進するに当たり、障害者雇用をする企業側の視点で、障害のある方の職域開拓、職域の拡大について、先進的な取組を実施している企業の事例を踏まえたセミナーを実施すること。 |
| 実績報告 | 実績報告書の作成、受講者からのアンケート集約を行うこと。 |
| 上限金額 | 金300,000円 |
| 委託料支払方法 | 原則として、実績報告提出後、請求に基づいて支払う。 |
| その他 | ・委託契約決定後、研修会等を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律、京都市個人情報保護条例及び（別紙１）共通仕様書に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。  ・研修の周知を行う際のデジタルチラシの作成を行うこと。  ・故意、過失を問わず、受託者が本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰することができる事由により市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。  ・本市は適宜、進捗状況を確認し、契約の目的を達成することができないと判断したときは、契約を解除することができる。 |